

大分県半導体関連産業企業力等調査分析業務 企画提案競技 募集要項

1 目的

本要項は、大分県半導体関連産業企業力等調査分析業務委託（以下、「業務委託」という。）に関する委託候補者を選定するにあたり、提案競技の実施方法等必要な事項を定めるものである。

2 契約に付する事項

- (1) 契約名 大分県半導体関連産業企業力等調査分析業務委託契約
- (2) 契約期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務概要 当該事業は、大分県内の半導体関連企業等へのアンケート・ヒアリング調査を通して、個々の企業や県内のサプライチェーンが持つ強み・弱み・コア技術等を可視化し、データベース化することによって、本県における重点支援分野や支援施策の検討・選定、グランドデザインの策定につなげるための高度な分析を行うもの
- (4) 業務詳細 別紙仕様書のとおり
ただし、当該仕様書の内容は、大分県との協議を経て、予算の範囲内で変更できるものとする。
- (5) 契約限度額 38,805,140 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

本提案競技に応募できる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。
- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ア 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県や関係者との打合せ等に担当者を出席させることができる者。
 - イ 県から要請があった場合に、速やかに担当者等を派遣することができる者。
 - ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
 - エ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材・原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 応募方法等

（1）本募集要項及び様式の交付期間及び交付方法

- ア 交付期間（公募期間） 令和8年9月28日（月）～令和8年10月9日（金）
- イ 交付方法 大分県庁ホームページからダウンロード

（2）企画提案書等の提出

- ア 提出期間 令和8年9月28日（月）～令和8年10月9日（金）17時まで
直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。
- イ 提出先 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県商工観光労働部 工業振興課 産業集積推進班
メールアドレス a14130@pref.oita.lg.jp
- ウ 提出方法 下記のいずれかの方法にて提出すること。
 - ①電子メール
必ず、提出した旨を下記質問提出先まで電話で連絡すること。
また、電子メールに添付するファイル形式はパワーポイント、Word、Excel 又は PDF とする。
 - ②簡易書留郵便
紙資料にて5部提出すること。（サイズはA4とする。）
また、提出期間内に必着とする。
 - ③直接持参
紙資料にて5部提出すること。（サイズはA4とする。）
また、提出期間内に必着とする。

エ 提出資料 以下の書類を提出すること。

- ①参加表明書（様式1）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③業務工程表（任意様式）
- ④業務実施体制調書（様式2）
- ⑤概算費用見積書（任意様式）
※見積の根拠が分かる積算書（任意様式）を添付すること。
- ⑥会社概要書（様式3）
- ⑦誓約書（様式4）

オ その他 資料の提出後に参加を辞退する場合は「辞退届（様式5）」を提出すること。

（3）質疑応答

- ・提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、質問票（様式6）を提出すること。
- ・質問書は、電子メールでのみ受け付ける。
質問書を提出した場合は、提出した旨を下記質問提出先まで電話で連絡すること。
- ・質問に対する回答は、大分県庁ホームページに掲載する。
 - ア 質問書の提出期限 令和8年10月5日（月）17時（必着）
 - イ 質問回答期限 令和8年10月7日（水）
 - ウ 質問提出先 大分県商工観光労働部 工業振興課 産業集積推進班
電話番号：097-506-3277／FAX 番号：097-506-1753
電子メール：a14130@pref.oita.lg.jp
 - エ その他 質問の回答事項については、本募集要項及び業務仕様書の追加又は修正とみなす。

5 審査方法

（1）実施方法

別に定める審査委員会で、対面またはオンラインにてプレゼンテーション審査を行う。また、プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、各審査員に企画提案書一式を事前に配布する。

※追加資料等の使用は認めない。

（2）実施日

別途連絡

（3）所要時間

30分程度（企画提案 20分程度、質疑応答 10分程度）

（4）審査基準

審査に当たっては大分県半導体関連産業企業力等調査分析業務委託に係る企画提案競技審査基準表（以下「審査基準表」という。）のとおり、イベント企画内容、業務スケジュール、業務実施体制、経費見積等に基づき総合的に行う。

（5）委託候補者の決定等

- ア 別添審査基準表により、審査委員会が企画提案書によるプレゼンテーション審査を行い、委託候補者を決定する。
- イ 選定結果は辞退者を除くすべての企画提案書提出者に文書で速やかに通知する。
- ウ 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は、次点の者を委託候補者とする。なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を委託候補者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。
また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

- エ 大分県は、委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、契約金額の範囲内において内容を一部修正することもあり得る。

6 その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 提案競技参加表明書等に虚偽の記載をした者
- イ 見積価額が、限度額を上回る者
(ただし、限度額を上回る部分を提案者が負担する場合は除く。)
- ウ 企画提案競技参加表明書等の提出期限の日において応募資格がなく提案書等を提出した者又は企画提案競技参加表明書等の提出期限の日から委託契約の前日までの間に、「2 参加資格」に定める資格を有しなくなった者
- エ 提案競技参加表明書等の作成、留意事項、提出方法及び提出期間に適合しない者
- オ 提案競技参加表明書等を複数案提出した者
- カ その他、審査委員会が不適格と認めた者

(2) 留意事項

- ・提案書等の作成及び提出にかかる費用等の本提案競技参加に係る費用は、応募者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
- ・企画提案書等は本選考以外には使用しない。
- ・選定された提案の使用権は、大分県に帰属する。

7 問い合わせ先

大分県商工観光労働部 工業振興課 産業集積推進班

電話番号：097-506-3277／FAX 番号：097-506-1753

電子メール：a14130@pref.oita.lg.jp